

東かがわ市社会福祉協議会ふれ愛出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民団体等が主催する集会等に社会福祉協議会の職員を講師として派遣し、当該派遣職員が地域福祉活動に関する事項を説明又は職務に関連して習得した専門知識・技能を活かした講座等を行うことにより、市民等の社会福祉協議会に関する理解を深めるとともに、市民との協働による地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

(実施対象)

第2条 東かがわ市社会福祉協議会ふれ愛出前講座（以下「出前講座」という。）を受けることができるものは、原則として市内に在住、通勤又は通学する10人以上の者で構成された団体（以下「団体」という。）とする。ただし、会長が特に認める場合は、この限りでない。

(出前講座の内容)

第3条 出前講座の内容については、毎年見直しを図り、会長が別に定めるものとする。

(開催日時及び場所)

第4条 出前講座は12月29日から翌年の1月3日までの日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日行うものとする。

2 出前講座は、午前9時から午後9時までの間で1講座2時間以内とする。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

3 出前講座の実施場所は、市内の施設とし、出前講座を受講しようとする団体が確保しなければならない。

(出前講座の運営等)

第5条 出前講座の運営、進行等は、当該団体が行わなければならない。

(申込み)

第6条 出前講座の実施を希望する団体は、受講しようとする日の14日前までに、東かがわ市社会福祉協議会ふれ愛出前講座申込書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

(受託の決定等)

第7条 会長は、前条の規定による申込みがあったときは、講座の内容、開催日時等について当該出前講座の担当係等と調整の上、受託の可否を決定し、東かがわ市社会福祉協議会ふれ愛出前講座受託（不受託）通知書（様式第2号）により当該団体に通知するものとする。

2 会長は、前項の受託の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を

付することができる。

(受託の制限)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を受託しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 出前講座の目的に反すると認められるとき。

(費用負担等)

第9条 出前講座にかかる講師の派遣料は、無料とする。

2 教材費、会場借上費その他出前講座の実施に係る費用については、当該団体が負担しなければならない。

(実施報告)

第10条 出前講座を行った職員は直ちに実施報告書(様式第3号)を会長に報告するものとする。

(事務の所管)

第11条 出前講座に関する総括及び受付事務は、本所総務係が行い、講師派遣等に関わる事務は、それぞれの担当係が行う。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。